

福岡県公報

平成24年9月11日
第3428号

目次

告示 (第1575号 - 第1585号)

○堤防と道路との兼用工作物の管理	(河川課) ……………	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	2
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	3
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4
公 告		
○平成24年度家畜商講習会の開催	(畜産課) ……………	5
○落札者等の公示	(警察本部施設課) ……………	5
○大規模小売店舗の新設の届出の取下げ	(中小企業振興課) ……………	6

告 示

福岡県告示第1575号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公

示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県田川県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称
遠賀川水系伊方川
- 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 河川管理施設の位置
田川郡福智町伊方3287番地1地先から
田川郡福智町伊方2291番地1地先まで
- 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
名称 道路管理者 福智町
代表者 福智町長 浦田 弘二
- 管理の内容
 - 道路専用施設（路面（路盤までの部分含む。）路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
 - 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
告示の日から道路の存続する日まで

福岡県告示第1576号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人 海と空
- (2) 代表者の氏名
東田 鉄同
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県筑紫郡那珂川町大字西畑1101番地2

- (4) 定款に記載された目的
この法人は、子ども・要介護者・障がい者等に対して、子育て支援、介護支援、就職あっせんなどに関する事業を行い地域社会に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1577号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人日本セラピューティック・ケア協会
 - (2) 代表者の氏名
秋吉 美千代
 - (3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市五条2丁目6番1号

- (4) 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、「すべての人に尊厳と幸せを」を基本理念として、セラピューティック・ケアその他メンタル・ケアの技術を広く一般に普及すると共に、その技術をコミュニケーションの手段として活用し、広め、応用し、さらに介護等専門職の養成を行い、地域社会全般に優しいふれあいの輪を広げるなど、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、「すべての人に尊厳と幸せを」を基本理念として、セラピューティック・ケアその他メンタル・ケアの技術を広く一般に普及すると共に、その技術をコミュニケーションの手段として活用し、広め、応用し、地域社会全般に優しいふれあいの輪を広げるなど、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1578号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人星のふるさと
 - (2) 代表者の氏名
今村 次美
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県春日市春日3丁目55番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、山林水害土地、空地、荒地に対して、植林・植栽・緑化に関する事業を行い、山の治水・緑化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1579号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、糸島市前原東土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

退任した理事

氏名	住所
井上 龍 昭	糸島市篠原東一丁目1番7号

福岡県告示第1580号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
田川郡香春町大字香春字本町山ノ方425番2の一部、425番3及び426番1から426番7まで並びに字町浦612番1から612番9まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡大任町大字大行事1831番地11
有限会社地建ホーム
代表取締役 毛利 隆義

福岡県告示第1581号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市新久保一丁目412番1、412番3、412番4、414番2、414番9、414番10、415番1及び415番7から415番9まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
古賀市久保523番地8
加藤 正也

福岡県告示第1582号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成24年8月30日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ミスターマックス白水店
(2) 所在地 福岡県春日市上白水四丁目54番地
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ミスターマックス	午前9時	午後8時	午前8時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後8時30分

(変更後) 午前7時30分から午後9時30分

福岡県告示第1583号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字内住字カカクボ3875の9、3870・3873・3875の24（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字栄谷4044の1、4044の2、4045の1・4062の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字カカクボ3870・3873・3875の9・3875の24・字栄谷4044の1・4044の2・4045の1・4062の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1584号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字埋金字坂谷255（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1585号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字海老津字白谷62の6、62の7

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

公 告

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成24年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。

2 講習の対象者

家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

3 開催日時及び場所

日	時	場 所
平成24年10月22日 (月曜日)	午前9時 ～ 午後5時	福岡市博多区吉塚本町13番50号 吉塚合同庁舎8階802号会議室
平成24年10月23日 (火曜日)	〃	

4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

5 受講手続

(1) 受講希望者は家畜商講習会受講申込書一部に写真（申込み前6か月以内に撮影し

た上半身、無帽、正面向きのもの）を貼付し、平成24年10月5日（金曜日）までに福岡県農林水産部畜産課（〒812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「畜産課」という。）に提出すること。

また、受講手数料3,100円（福岡県領収証紙によること。）は、領収証紙納付書に貼付の上、講習会第1日目の講習会場受付に提出すること。

(2) 講習会の受付は、講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までの間に行う。

(3) 受講申込書は、畜産課又は福岡県の農林事務所で配付する。

6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し提出すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 受講者は、筆記用具を持参すること。

(2) 講習会用テキストは、当日受付であつせんする（実費3,400円程度）。

(3) 受講手続その他の問合せは、畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る特定役務の名称

交通管制システム上位装置設備貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成24年8月17日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

423,276,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成24年7月6日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき新設の届出があった次の店舗について当該届出の取下げの届出があったので公告する。

なお、当該届出は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月11日

福岡県知事 小川 洋

1 取下げ年月日

平成24年8月17日

2 大規模小売店舗の名称、所在地等

名称	所在地	大規模小売店舗立地法第5条第3項に基づく公告
(仮称) ドラッグコスモス福岡駅東店	福岡県福津市福岡駅東地区画整理事業1街区1・2・3・4・5	平成24年7月福岡県告示第1234号